

議第14号議案

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月26日提出

横浜市会議員

大 貫 憲 夫
関 美恵子
宇都宮 充 子
杉 山 典 子

河 治 民 夫
中 島 文 雄
太 田 正 孝

白 井 正 子
井 上 さくら
荻 野 慶 子

横浜市条例（番号）

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,200,000円」を「1,080,000円」に、「1,080,000円」を「970,000円」に、「1,000,000円」を「900,000円」に、「990,000円」を「890,000円」に、「970,000円」を「870,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

提 案 理 由

市会議員の議員報酬及び期末手当の額を減額するため、横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

〔上段 改正案〕
〔下段 現 行〕

（議員報酬）

第2条 議長、副議長、常任委員会等の委員長及び副委員長並びに議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。

議 長	月 額	1,080,000 円
		<hr/>
		1,200,000 円
副 議 長	月 額	970,000 円
		<hr/>
		1,080,000 円
委 員 長	月 額	900,000 円
		<hr/>
		1,000,000 円
副 委 員 長	月 額	890,000 円
		<hr/>
		990,000 円
議 員	月 額	870,000 円
		<hr/>
		970,000 円

議第14号議案の審査方法

項目		調整内容
1	提案理由説明	簡潔に実施
2	議案関連質疑	通告に応じ実施
3	委員会付託	市会運営委員会に付託

- 2月26日（木）の本会議に上程すること。
- 本日、運営委員会終了後に議案を発送すること。
- 質疑通告期間は、2月24日（火）午後5時までとすること。